

声 明

行政訴訟 [M] 最高裁勝利

10月15日、最高裁判所第二小法廷は、原告JR東海会社が東京高等裁判所の判決を不服として争った事件〔平成24年（行コ）第425号〕で東海旅客鉄道「不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成22年（行ウ）第657号）不当労働行為事件について、「上告を破棄」する決定を下した。

本件は、名古屋車両分会が、「会社による一方的な撤去通告だけで組合掲示板から掲示物を撤去することは、不当労働行為である」として2006年に愛知県労働委員会に2005年5月22日から9月12日までに撤去された9点の組合掲示物について救済を申し立て不当労働行為について争ったものである。

2009年2月21日、愛労委はすべての掲示物について「掲示物の一方的な撤去は不当労働行為」と認め完全勝利命令を下した。さらに同年10月28日、中央労働委員会においても9点中7点の組合掲示物の撤去について、「労働組合法7条第3号に該当する不当労働行為である」と認定した。

しかし会社は更なる悪あがきとし、行政訴訟として東京地方裁判所に提訴したのである。

そして2012年10月15日、東京地方裁判所においても組合の主張の正当性が認められ、中央労働委員会の命令を支持し、組合側勝利の判決が出されました。さらに2013年10月2日、東京高等裁判所においても7点中5点の掲示物について会社の請求を棄却し組合の主張を認める勝利判決が出しました。

会社は高裁判決を不服として最高裁に上告していましたが2014年10月15日、最高裁判所においても組合の正当な主張を認め会社の上告を棄却する完全勝利が決定した。

この間も会社は反省する事もなく、幾度かの司法の判断も無視し会社に都合の悪い事や真実を他労組の組合員に見せないために、一方的な撤去通告を行い掲示物を撤去してきたことを断じて許すことは出来ない。

会社は、今までの行為を真摯に反省すると共に最高裁の決定を受け止め、口先だけではなく誠意を込め心から私たちに対し直ちに謝罪し行動を正すべきである。

リニア建設のための経費削減や「命令と服従」「規律と忠誠心」等の労働強化など、今後私たち労働者へのしわ寄せをさらに強めることは明らかである。

私たちは、繰り返される不当労働行為、そしてJR総連やJR東海労にかけられる組織破壊攻撃に対し労働者の良心を守り安心して働ける職場を私たちの手に取り戻すために、すべての労働者の手本となる闘いをJR総連に結集するすべての仲間と共に展開していくことを明らかにする。

2014年10月20日

JR東海労働組合中央本部

JR東海労新幹線関西地方本部

JR東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会